

佐賀県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、石倉ひでさと後援会から平成28年12月12日に取下げの届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、平成23年9月16日付け佐賀県公報で公表した政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動(佐賀県選挙管理委員会告示第49号)の一部を次のとおり訂正する。

平成29年2月10日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

2 その他の政治団体の表中

「

石倉ひでさと後援会	主たる事務所の所在地	杵島郡江北町 大字山口33 55番地	杵島郡江北町 八町652番 地
-----------	------------	--------------------------	-----------------------

を削

」

る。